

2024. 4. 17

No.090

# 職場の熱中症対策

## 罰則付き義務化

厚生労働省は4月15日、熱中症対策を罰則付きで事業者に義務付ける労働安全衛生規則(省令)の改正を交付しました。6月1日に施行となります。

熱中症による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれのある作業員を早期に見つけ、迅速かつ適切に対処するために義務付ける点は①早期発見のための体制整備、②重篤化を防止するための措置の実施手順の作成、③関係作業員への周知、の3点です。

関係作業員への周知として、「熱中症のおそれのある作業を行う際に、報告するための体制と必要な措置や実施手順を周知する」としています。

適正に行われなかった際の罰則(労働安全衛生法第119条)も措置されており、6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金となります。

### 「熱中症を生じるおそれのある作業」とは



- ◆ 暑さ指数28以上、又は気温31度以上の作業場で
- ◆ 継続して1時間以上、または1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業

新聞など報道されている情報では、「昨年夏の平均気温は平年を1.76度上回り、統計開始以降もっとも高くなった」と報道されております。気象庁は「今夏は全国的に平年より高くなる」という見通しを発表しています。

命を守るためにも熱中症対策は重要であり、必要です！！

異常気象から命を守るため、職場から対策を求めている！！